

經營健全化(資金不足比率)審査意見

旭 監 第 3 2 号
令和 7 年 7 月 7 日

旭市長 米 本 弥 一 郎 様

旭市監査委員 木 村 哲 三

旭市監査委員 堀 江 通 洋

旭市監査委員 向 後 悦 世

令和 6 年度旭市公営企業会計の経営健全化(資金不足比率)
審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、
審査に付された令和 6 年度旭市公営企業会計（水道事業会計、公共下水道事
業会計、農業集落排水事業会計）の資金不足比率及びその算定基礎事項を記
載した書類について、それぞれ審査したので、次のとおりその意見を提出し
ます。

目 次

経営健全化（資金不足比率）審査意見	
第1 審査の対象	161
第2 審査の期間	161
第3 審査の方法	161
第4 審査の結果	161
第5 審査の概要	161
旭市水道事業会計	162
旭市公共下水道事業会計	162
旭市農業集落排水事業会計	162

経営健全化(資金不足比率)審査意見

第1 審査の対象

令和6年度 旭市水道事業会計

令和6年度 旭市公共下水道事業会計

令和6年度 旭市農業集落排水事業会計

上記の会計に係る資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類

第2 審査の期間

公営企業 令和7年5月29日から令和7年7月7日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された各事業の資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第5 審査の概要

各事業の資金不足比率等の概要と意見は次のとおりである。

旭市水道事業会計

比率名	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (資金剰余310.9%)	— (資金剰余300.3%)	— (資金剰余288.2%)	— (資金剰余273.6%)	— (資金剰余243.7%)	20.0%

令和6年度決算において資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。短期的債務（1年以内に期日が到来する債務）に対する支払能力を示す指標である流動比率についても、1,304.3%と流動資産が流動負債を大きく上回っており、良好な比率となっている。

旭市公共下水道事業会計

比率名	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (資金剰余191.6%)	— (資金剰余172.6%)	— (資金剰余152.4%)	— (資金剰余151.0%)	— (資金剰余130.8%)	20.0%

令和6年度決算において資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。なお、令和2年度から地方公営企業法が適用され、公営企業会計に移行したため、令和元年度以前は、資金不足（剰余）比率を算定していない。

旭市農業集落排水事業会計

比率名	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (資金剰余360.0%)	— (資金剰余238.0%)	— (資金剰余200.2%)	— (資金剰余168.9%)	— (資金剰余106.8%)	20.0%

令和6年度決算において資金不足額は生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はない。なお、令和2年度から地方公営企業法が適用され、公営企業会計に移行したため、令和元年度以前は、資金不足（剰余）比率を算定していない。